

# 国と東電を断罪

## 原発事故・生業訴訟で判決

### 福島地裁

認めたのは3月の前橋地裁に続く2件目になります。

一方、住民が求めた原状回復(居住地の事故前の放射線量以下に戻す)の請求は退けました。しかし、国が賠償の範囲などを定めた「中間指針」の賠償地域より広い地域について賠償対象にしました。

金澤裁判長は、2002年7月につくられた「三陸沖から房総沖にかけての地

震活動の長期評価について(長期評価)は、「専門

的研究者の間で正当な見解」と評価。福島第1原発の敷地高を超過す15・7歳の津波を予見できたとし、国に対して「2002年末時点における津波対策義務に関する規制権限の不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いていた」と断罪しました。

↓関連⑤面

東京電力福島第1原発事

故をめぐって福島県の全市町村や隣接する宮城県、茨城県、栃木県の住民約3800人が国と東京電力に約

160億円の損害賠償など

を求めた「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟の判決が10日、福島地裁(金澤秀樹裁判長)でありました。

金澤裁判長は、国と東電に

法的責任があったとして総額約5億円の支払いを命じました。同様の集団訴訟の判決は3件目。国の責任を

# 福島生業訴訟

# 「勝ったぞ」大歓声

## 救済の足がかりに

### 響く「再稼働反対」コール

「生業(なりわい)を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟で、国と東電を断罪し、被害救済を拡大した10日の福島地裁判決。地裁前では、原告弁護団が「勝訴」の幕を掲げると、集まった人々から「勝ったぞ」と大きな歓声があり、「再稼働反対」のコールが起きました。

福島市内で開かれたの二丁目一番地の問題記者会見と報告集会で、完全に勝ち取った原告団長の中島孝太。被害救済を求めるさん(61)は、「国の責、たたかいて進める足がかりになる判決だ」と語りました。故は繰り返される。こ



「勝ったぞ」の歓声を響かせる原告団。10日、福島地裁前

原告弁護団からは、団・弁護団が、激発の原発の敷地の高さを超え、津波を国は予見できたとする福島地裁の判断について、「前橋地裁、千葉地裁に続いて3度目。この流れは動かしがたいものになった」と評価。一方で被害救済については「実態を反映していない不十分な点もある」と報告しました。原発事故の被害救済を求めたたかっている全国各地の訴訟の原告

「安全よりも経済的利益を優先する『安全神話』に浸ってきた原子力行政と東京電力の怠りを法的に違法としたもの」と指摘。「憲法

「安全よりも経済的利益を優先する『安全神話』に浸ってきた原子力行政と東京電力の怠りを法的に違法としたもの」と指摘。「憲法

「安全よりも経済的利益を優先する『安全神話』に浸ってきた原子力行政と東京電力の怠りを法的に違法としたもの」と指摘。「憲法

「安全よりも経済的利益を優先する『安全神話』に浸ってきた原子力行政と東京電力の怠りを法的に違法としたもの」と指摘。「憲法

「安全よりも経済的利益を優先する『安全神話』に浸ってきた原子力行政と東京電力の怠りを法的に違法としたもの」と指摘。「憲法

## 問われる国の推進姿勢

【解説】東京電力福島第一原発事故について、3月の前橋地裁に続いて国が断罪されました。主な争点は巨大地震が予見できたか、事故は防げたのかどうかです。福島地裁が予見の根拠としたのが、国の地震調査研究推進本部が2008年7月に公表した「長期評価」(福島県沖を含む三陸沖から房総沖のどこでもマグニチュード8クラスの地震が起きる可能性がある)と評価です。「規制権限の行使を義務付ける程度に客観的かつ合理的根拠を有する知見」であり、その信頼性を疑うべき事情は存在しない」と認定しました。

その上で国が「長期評価」に基づいて試算していたのは、敷地を大きく超える最大15・7メートルの津波を予見可能であった」としました。巨大地震の予見可能性については今年3月の判決で、3月の前橋地裁、国の責任を否定した9月の千葉地裁判決でも原告らの主張を認め、予見できたとする判断が続いています。

福島地裁は、国は同年末ごろまでに東電に行政指導を行い、東電が応じない場合には「規制権限を行使すべきであった」と指摘。国が規制権限を行使すれば、東電が、電源設備があるタービン建屋の水位低下などの措置を取ったなら

うとして、「事故は回避可能であった」と指摘。国が規制権限を行使しなかったのは「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いていた」と断罪しました。

一方、東電に対しては、津波対策を怠ったため事故に至ったのだから「過失がある」と認めたものの、「故意や重大過失までは認められない」としています。

問われているのは、原告推進の国の姿勢です。国は福島地裁の判断を受け止め、民意を無視して原発を再稼働させるのではなく、原告ゼロにただちに踏み出すべきです。(三木利博)

み、放射線の怖さにおびえる思いをさせないために、全国の原発を廃炉にするのが一番いい。原発を再稼働させたいという安倍政権は、国の法的責任と東電過失認めた原告団・弁護団を「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟原告団・弁護団は10日、福島地裁判決を受けて「国の法的責任と東電電力の過失を認め、断罪した」とする声明を発表しました。声明では、判決は「安全よりも経済的利益を優先する『安全神話』に浸ってきた原子力行政と東京電力の怠りを法的に違法としたもの」と指摘。「憲法で保障された生命・健康、生存の基盤としての財産と環境の価値を裏切る司法の役割を果たすもの」として評価しています。また、平穏生活権侵害による慰謝料について、国の「中間指針」に基づき賠償対象地域よりも広い地域を賠償の対象にするなどを認めた点は「一歩前進」と評価しています。福島で国の責任認めた意義深い群馬訴訟の弁護団東京電力福島第一原発の関与三郎事務局長は10日、「福島は全国で展開している訴訟の総本山。国の責任を認め、賠償は極めて重い」とのコメントを出しました。3月の前橋地裁判決も国の責任を認定しました。「コメントでは『損害の賠償に課税は残る』と指摘する一方、国の責任を否定した9月の千葉地裁判決に比べ、『福島判決は国と東電の怠慢という不正義を明確にした』と評価しました。